

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

熊本県の南部に位置し、宮崎県・鹿児島県に接する当市は、人吉球磨地域定住自立圏構想における中心市である。

しかしながら、当市の人口は、ピーク時の42,292人（昭和60年国勢調査）から一貫して右肩下がりで減少しており、現在は30,378人（令和5年3月末住民基本台帳人口）となっている。また、65歳以上が占める人口割合は、13.1%（昭和60年国勢調査）から37.9%（令和5年3月末住民基本台帳人口）と大幅に伸びており、人口減少と高齢化が進展している。

さらに、生産年齢人口についても、前述のとおり人口減少と高齢化の進展により、21,573人（平成17年）から15,281人（令和5年3月末住民基本台帳人口）と減少傾向にある。

産業構造としては、古くから人吉盆地の中心として官公庁機関が集約しており、近隣町村の中でも第三次産業の占める割合が高く、第一次産業7.3%、第二次産業18.9%、第三次産業73.8%という構成比になっている（令和2年国勢調査）。また、事業所数については、県内45市町村のうち、農業・林業が9位、情報通信業が3位、宿泊業・飲食サービス業が4位と集積がある（2016年：RESAS）。

一方で、市内の中小企業数は、2,347事業所（平成21年）から2,121事業所（平成28年）、従業員数は、16,986人（平成21年）から16,205人（平成28年）とそれぞれ減少傾向であり（いずれもRESAS）、ハローワーク球磨管内の有効求人倍率によると、特にサービス業、建設・採掘業における人手不足等の課題にも直面している。

このように人口規模や産業規模が縮小し、人手不足等が深刻化している状況においては、市内中小企業における生産性の抜本的な向上が不可欠であり、事業承継の観点からも後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の一つとなり、人吉球磨地域の中心市として持続的に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当市の産業は、人吉市梢山工業団地をはじめ、駅周辺、市街地、山間部など、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、当市全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、オートメーション化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和5年7月31日から令和7年7月30日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を、先端技術等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。  
公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。  
太陽光発電設備については、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、発電電力を主に自らの生産・販売等の事業活動に供するため消費する設備に限り認定するものとし、観光資源である景観や自然環境の保全に配慮する。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。